

●税金の減額・免除

税の種類	該当等級	内容	窓口
所得税	1級から3級まで	納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	確定申告の場合⇒税務署 給与所得者の場合⇒勤務先
住民税	1級から3級まで	納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	区市町村の課税担当課
相続税	1級から3級まで	納税金額から、財産を取得した本人が満85歳になるまでの年数及び級に応じた額が控除されます（平成22年3月31日以前に財産を取得した場合の年齢要件は「70歳未満」となります）。	税務署
贈与税	1級	親族等の個人が、金銭、有価証券、金銭債権、又は一定の要件を満たす不動産を贈与する場合、信託銀行との間で、「特別障害者扶養信託」契約を結ぶと、信託受益権の価額のうち6千万まで非課税になります。	信託銀行の営業所 及び税務署
利子等の 非課税	1級から3級まで	マル優、特別マル優について、非課税制度を利用できます。	金融機関、証券会社の 各営業所等
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	1級で自立支援医療 (精神通院)を受け ている方	(1) 左の対象者又は生計を同じくする方が、対象者の通院等に使用する車に対して減免されます。 (2) 軽自動車税の場合、左の対象者のうち、単身生活者の所有する車で、常時介護者により通院等に使用される車に対しても、減免されることがあります（平成21年度から、減免額に上限が設定されています）。	自動車税・自動車取得税 ⇒都税事務所等 又は自動車税事務所 軽自動車税 ⇒区市町村の課税担当課
個人事業税	1級から3級まで	本人又は障害者を扶養している方が、前年度の総所得額が370万円以下の場合、級に応じた額が減免されます。	都税事務所等